

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年豊明市条例第 2 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第 1 （第 4 条関係） 【別記1 参照】	別表第 1 （第 4 条関係） 【別記1 参照】
別表第 2 （第 4 条関係） 【別記2 参照】	別表第 2 （第 4 条関係） 【別記2 参照】

【別記1】

現行

機関	事務
1 市長	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当又は愛知県経過的福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	豊明市遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

改正後（案）

機関	事務
1 市長	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当又は愛知県経過的福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	豊明市遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの

【別記2】

現行

機関	事務	特定個人情報
1 市長	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当又は愛知県経過的福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	豊明市遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

改正後（案）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当又は愛知県経過的福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	豊明市遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

豊明市国民健康保険税条例（昭和 47 年豊明市条例第 46 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（課税額） 第 2 条 （略） 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19 万円</u> とする。 4 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の <u>6.15</u> を乗じて算定する。	（課税額） 第 2 条 （略） 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20 万円</u> とする。 4 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の <u>6.4</u> を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について23,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,800円

(2) 特定世帯 2,900円

(3) 特定継続世帯 4,350円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.65を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について25,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.05を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,100円

(2) 特定世帯 3,050円

(3) 特定継続世帯 4,575円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.75を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6.3万円を超える場合には、6.3万円)、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.9万円を超える場合には、1.9万円)並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4.3万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が5.5万円を超えるものに限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6.5万円を超える場合には、6.5万円)、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が2.0万円を超える場合には、2.0万円)並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4.3万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が5.5万円を超えるものに限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び

公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16,310円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,630円

（イ） 特定世帯 7,315円

（ウ） 特定継続世帯 10,973円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世

公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について17,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,630円

（イ） 特定世帯 7,315円

（ウ） 特定継続世帯 10,973円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世

帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 0 6 0 円

(イ) 特定世帯 2, 0 3 0 円

(ウ) 特定継続世帯 3, 0 4 5 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 8 1 0 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 5 0 0 円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき11, 6 5 0 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 2 7 0 円

(イ) 特定世帯 2, 1 3 5 円

(ウ) 特定継続世帯 3, 2 0 3 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6, 1 6 0 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 5 7 0 円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき12, 5 0 0 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,450円

(イ) 特定世帯 5,225円

(ウ) 特定継続世帯 7,838円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,900円

(イ) 特定世帯 1,450円

(ウ) 特定継続世帯 2,175円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,450円

(イ) 特定世帯 5,225円

(ウ) 特定継続世帯 7,838円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,050円

(イ) 特定世帯 1,525円

(ウ) 特定継続世帯 2,288円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,550円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に

被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 5 2 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 4, 6 6 0 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 1 8 0 円

（イ） 特定世帯 2, 0 9 0 円

（ウ） 特定継続世帯 3, 1 3 5 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1, 4 0 0 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 1 6 0 円

（イ） 特定世帯 5 8 0 円

（ウ） 特定継続世帯 8 7 0 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1, 6 6 0 円

被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 5 2 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 5, 0 0 0 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 1 8 0 円

（イ） 特定世帯 2, 0 9 0 円

（ウ） 特定継続世帯 3, 1 3 5 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1, 5 0 0 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 2 2 0 円

（イ） 特定世帯 6 1 0 円

（ウ） 特定継続世帯 9 1 5 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1, 7 6 0 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 0 0 0 円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- （1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 4 9 5 円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 8 2 5 円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9, 3 2 0 円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 1, 6 5 0 円

- （2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 0 5 0 円
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 7 5 0 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 0 2 0 円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- （1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 7 5 0 円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 2 5 0 円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1 0, 0 0 0 円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 2, 5 0 0 円

- （2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 1 2 5 円
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 8 7 5 円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 500円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 750円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

豊明市保育の必要性の認定に関する条例（平成 2 6 年豊明市条例第 5 2 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） <u>第 1 9 条第 1 項第 2 号</u>に規定する保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由に関し、保育の必要性の認定の基準について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） <u>第 1 9 条第 2 号</u>に規定する保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由に関し、保育の必要性の認定の基準について必要な事項を定めるものとする。

豊明市老人憩いの家条例（昭和 5 0 年豊明市条例第 4 号）新旧対照表 （第 1 条関係）

現行	改正後（案）
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の規定に基づき、豊明市老人憩いの家_____の設置について定めるものとする。 （設置） 第 2 条 市に老人福祉施設として老人憩いの家を _____ 設置する。 2 老人憩いの家_____の名称及び位置は、別表のとおりとする。 （管理） 第 3 条 老人憩いの家_____は、市長が管理する。 （委任） 第 4 条 この条例に定めるもののほか、老人憩いの家_____の管理及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の規定に基づき、豊明市老人憩いの家<u>及び豊明市集会所</u>の設置について定めるものとする。 （設置） 第 2 条 市に老人福祉施設として老人憩いの家を、<u>地域福祉の向上のために施設として集会所を</u>設置する。 2 老人憩いの家<u>及び集会所</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。 （管理） 第 3 条 老人憩いの家<u>及び集会所</u>は、市長が管理する。 （委任） 第 4 条 この条例に定めるもののほか、老人憩いの家<u>及び集会所</u>の管理及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

豊明市老人憩いの家条例（昭和 5 0 年豊明市条例第 4 号）新旧対照表 （第 2 条関係）

現行	改正後（案）
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の規定に基づき、豊明市老人憩いの家<u>及び豊明市集会所</u>の設置について定めるものとする。 （設置） 第 2 条 市に老人福祉施設として老人憩いの家を、<u>地域福祉の向上のために施設として集会所を設置する。</u> 2 老人憩いの家<u>及び集会所</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。 （管理） 第 3 条 老人憩いの家<u>及び集会所</u>は、市長が管理する。 （委任） 第 4 条 この条例に定めるもののほか、老人憩いの家<u>及び集会所</u>の管理及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の規定に基づき、豊明市老人憩いの家_____の設置について定めるものとする。 （設置） 第 2 条 市に老人福祉施設として老人憩いの家を_____設置する。 2 老人憩いの家_____の名称及び位置は、別表のとおりとする。 （管理） 第 3 条 老人憩いの家_____は、市長が管理する。 （委任） 第 4 条 この条例に定めるもののほか、老人憩いの家_____の管理及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

豊明市老人憩いの家条例（昭和 5 0 年豊明市条例第 4 号）新旧対照表 （別表関係）

現行	改正後（案）
別表 【別記1 参照】	別表 【別記1 参照】

【別記1】

現行

名称	位置
<u>敷田小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市間米町敷田 1 2 2 5 番地 3</u>
<u>上高根小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市沓掛町住吉 3 番地</u>
<u>徳田小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市沓掛町徳田 7 6 番地</u>
<u>小所小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市沓掛町泉 3 2 番地</u>
<u>宿小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市沓掛町宿 7 4 番地</u>
<u>下高根小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市沓掛町下高根 3 1 5 番地 2</u>
<u>間米小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市間米町峠下 6 2 番地</u>
<u>大脇小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市栄町大脇 5 番地</u>
<u>勅使小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市沓掛町勅使 8 番地 5 3</u>
<u>荒巻小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市西川町荒巻 2 番地 3</u>

改正後

<u>老人憩いの家</u>	<u>徳田小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市沓掛町徳田 7 6 番地</u>
	<u>小所小規模老人憩いの家</u>	<u>豊明市沓掛町泉 3 2 番地</u>
<u>集 会 所</u>	<u>敷田集会所</u>	<u>豊明市間米町敷田 1 2 2 5 番地 3</u>
	<u>上高根集会所</u>	<u>豊明市沓掛町住吉 3 番地</u>
	<u>宿集会所</u>	<u>豊明市沓掛町宿 7 4 番地</u>
	<u>下高根集会所</u>	<u>豊明市沓掛町下高根 3 1 5 番地 2</u>
	<u>間米集会所</u>	<u>豊明市間米町峠下 6 2 番地</u>
	<u>大脇集会所</u>	<u>豊明市栄町大脇 5 番地</u>
	<u>勅使集会所</u>	<u>豊明市沓掛町勅使 8 番地 5 3</u>
	<u>荒巻集会所</u>	<u>豊明市西川町荒巻 2 番地 3</u>

豊明市国民健康保険条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 6 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（出産育児一時金） 第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し、出産育児一時金として<u>4 0 万 8 千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）第 3 6 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 （略）	（出産育児一時金） 第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し、出産育児一時金として<u>4 8 万 8 千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）第 3 6 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 （略）

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 5 年豊明市条例第 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第 1 （第 2 条関係） （略） 別表第 2 （第 3 条～第 1 0 条関係） （略）	別表第 1 （第 2 条関係） 【別記1 参照】 別表第 2 （第 3 条～第 1 0 条関係） 【別記2 参照】

【別記1】

改正後（案）

名称	区域
寺池地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画寺池地区計画の地区整備計画が定められた区域

改正後（案）

名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)
	計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率の最高限度	建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度（㎡）	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度（m）	建築物の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
寺池地区整備計画区域	A地区	＝	＝	＝	1 6 0	道路境界線から	＝	＝	垣又はさくは、
	B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 （１） マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （２） カラオケボックスその他これに類するもの （３） 畜舎 （４） 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が 3, 0 0 0 ㎡を超えるもの				の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を 1 m 以上とする。ただし、以下についてはこの限りではない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m 以下の建築物又は建築物の部分			生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンスの基礎であるブロックその他これに類するもので高さが 0.6 m 以下の、又は片袖の

					イ 物置、車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが3 m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10 m ² 以内の建築物		長さが2.1 mまでの門柱及びその内壁にあつてはこの限りではない。
--	--	--	--	--	--	--	-----------------------------------

豊明市消防団条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 8 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（費用弁償） 第 1 5 条 <u>団員が水火災又は地震等の災害、警戒及び訓練の職務に従事するときは、次の費用弁償を支給する。</u> <u>（１） 災害出動 １回につき 2, 0 0 0 円</u> <u>（２） 警戒出動 １回につき 2, 0 0 0 円</u> <u>（３） 訓練出動 １回につき 1, 0 0 0 円</u> <u>2 団員が公務のため旅行したときは、豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例により旅費を支給する。</u>	（費用弁償） 第 1 5 条 <u>団員が公務のため旅行したときは、豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例により旅費を支給する。</u>